

一般廃棄物施設整備基本構想及び  
建設候補地選定基準策定関連支援業務委託

仕 様 書

令和6年5月

中津川・恵那広域行政推進協議会

# 第1章 総 則

## 第1節 業務の目的

中津川市・恵那市（以下「両市」という。）が計画している一般廃棄物広域処理について、ごみ処理施設建設候補地の選定に必要な要件を整理するため、中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会（以下、「検討委員会」という。）が、施設整備基本構想及び建設候補地の評価基準を策定するに当たり、実現に向けた課題等の整理及び対応策の検討を行い、方針決定に係る合意形成を支援すること。

## 第2節 委託業務名

一般廃棄物施設整備基本構想及び建設候補地選定基準策定関連支援業務委託

## 第3節 業務の内容

発注者が作成した「令和4年度一般廃棄物広域処理施設整備方針検討業務報告書」、「令和5年度一般廃棄物広域処理施設整備検討項目抽出業務報告書」及び既往文献を参考に、以下の業務を行うものとする。

- (1) 施設整備基本構想の策定支援
- (2) 建設候補地評価基準の策定支援
- (3) 検討委員会の運営支援

## 第4節 発注者

中津川・恵那広域行政推進協議会 会長 恵那市長 小坂 喬峰

## 第5節 委託期間

自 契約締結日（令和6年7月中旬）  
至 令和7年3月28日

## 第6節 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、規則、指針等（最新版）を遵守しなければならない。

## 第7節 疑義の解決

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議を行い、その指示に従うものとする。

## 第8節 中立性の確保と秘密保持

受託者は、中立性を確保するとともに、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

## 第9節 関係機関との協議

発注者が関係機関等との協議、及び地元説明会等の開催を必要とする場合、受託者は誠意をもってこれにあたるとともに、諸手続きについては、受託者の責任において適正に処理するものとする。

## 第10節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、発注者の指示により変更する場合は、この限りではない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

## 第11節 配置技術者に関すること

受託者は、業務の円滑な推進を図るために、管理技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、相当の経験を有する担当技術者を、それぞれ配置するものとし、発注者と常に密接な連絡をとり、十分な協議を行い業務に支障のないようにしなければならない。なお、配置する技術者は正社員とする。

### (1) 管理技術者の資格

技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環）の資格を有する者とする。

### (2) 担当技術者の資格

技術士（衛生工学部門：廃棄物管理計画又は廃棄物管理）又は、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM：廃棄物部門）の資格を有する者とする。

## 第12節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、発注者が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、発注者に提出し、業務の完了とともに返却すること。

## 第13節 提出書類

受託者は、業務の着手に際し、発注者が定める次の書類を提出すること。

### (1) 着手届

### (2) 工程表

### (3) 管理技術者・担当技術者届及び経歴書

（自社の社員であることが確認できる証明の写しも提出）

受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出する。

### (1) 完了届

### (2) 成果物引渡し書

### (3) 請求書

#### 第14節 成果品の検査と納品

受託者は、業務の完了に際し、発注者による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。

#### 第15節 成果品

受託者は、下記の成果品を提出するものとする。

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 当該業務報告書                | 10部 |
| (2) 当該業務報告書概要版             | 20部 |
| (3) 電子成果品（CD-R） 議事録・会議録・資料 | 1式  |
| (4) その他必要とする資料             | 1式  |

#### 第16節 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、事業完了後一括払いとする。

## 第2章 施設整備基本構想の策定支援に係る業務

### 第1節 施設整備の基本的な構想の整理

現行施設の処理状況や将来的なごみ排出量を把握したうえで、今後のごみ処理広域化の在り方や、施設整備方針を整理し、施設整備基本構想としてとりまとめること。

#### (1) ごみ処理の現状と課題の整理

施設整備基本構想の基礎となるごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理の課題を抽出、整理を行うこと。

- ① 両市のごみ処理状況の把握（ごみ処理体制、ごみの発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等）
- ② 現状の課題（分別、排出、収集・運搬、中間処理、最終処分等）

#### (2) ごみ処理技術の動向調査と整理

ごみ処理技術における最新の技術的動向を調査し、整理すること。

- ① 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システム
- ② 中間処理
- ③ 資源化・再利用施設
- ④ 焼却灰・飛灰処理
- ⑤ 最終処分

#### (3) 処理システムの整理

ごみ処理に関する処理システム案を作成するための基本的な考え方、処理方式、施設規模、熱利用計画、付帯施設等について整理すること。

- ① ごみ量、ごみ質の推計
- ② 処理技術の適用性の検討
- ③ 処理システム案の整理

#### (4) 施設の位置及び土地要件の整理

施設設置が望ましい地域及び土地要件について整理すること。

#### (5) 施設整備スケジュールの見直しと策定

各種計画・各種法令等を考慮した施設整備スケジュールを見直し、策定すること。

#### (6) 事業主体の整理

広域処理を担うための事業主体のあり方について整理すること。

#### (7) 地域貢献の検討

建設候補地の公募に係る地域貢献案について検討すること。

#### (8) 概算事業費及び財源計画の整理

処理システム案による概算の事業費及び資金計画（資金調達及び負担金）について整理すること。

### 第3章 建設候補地評価基準の策定支援に係る業務

#### 第1節 建設候補地の基本方針及び選定の進め方の整理

(1) 選定スケジュールの検討

建設候補地の公募を前提とした建設候補地選定スケジュール（案）を策定すること。

(2) 公募要件の検討

施設整備方針等を考慮した建設候補地の公募要件（案）を策定すること。

(3) 建設候補地評価基準（配点基準含む）の検討

建設用地に関する社会的条件、自然的条件、防災上の条件、土地利用条件、その他の条件を整理し、建設候補地評価基準（案）を作成すること。

### 第4章 検討委員会の運営支援に係る業務

#### 第1節 検討委員会の運営支援

(1) 検討委員会の会議資料作成

学識経験者及び、地域住民等で組織する検討委員会を開催するにあたり、事前に発注者と打合せを行い、会議に必要な資料の作成を行うこと。

検討委員会の開催については、5回程度を想定している。

(2) 検討委員会への出席

検討委員会に出席し、情報の提供を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

検討委員会開催にかかる会場費、委員謝金、委員交通費等の経費は、発注者が負担するものとする。

(3) 検討委員会の議事録等の作成

議事録を作成するとともに、市民周知に必要な資料等の作成を行うこと。

(4) パブリックコメントの対応支援

施設整備基本構想（案）のパブリックコメントに対して市民等から寄せられた意見への回答作成等、対応支援を行うこと。